

厚生委員会報告資料【追加】

令和3年8月18日

報告事項件名	頁
(1) 【追加】令和2年度分介護保険料の算定誤りによる保険料等の過少徴収 について	2

(福 祉 部)

厚生委員会報告資料

令和3年8月18日

件名	【追加】令和2年度分介護保険料の算定誤りによる保険料等の過少徴収について														
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課														
内容	<p>1 事案概要 介護保険料は、区の税システムから取得した「所得情報」を基に計算しているが、誤った「所得情報」で算定したため、109名の介護保険料の算定誤りが判明した。 また、109名のうち介護サービスを利用している10名の方の利用料について、本来より低い負担額を徴収していたため、追加徴収を求める必要が生じた。</p> <p>2 経過</p> <table border="1" data-bbox="300 779 1473 1523"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>経過の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年7月19日</td> <td>区民Aから、令和2年の所得が減少しているにもかかわらず、令和3年度の介護保険料が令和2年度分と比べ大幅に上がっているとの問い合わせがあった。</td> </tr> <tr> <td>7月21日</td> <td>原因調査を行った結果、課税課で所得情報が更新された方の一部について、介護保険システムに反映されていないことが判明した（4原因を参照）。</td> </tr> <tr> <td>7月26日</td> <td>詳細な確認を行った結果、同様の事案が全部で109件あり、すべて過少徴収であることが判明した。</td> </tr> <tr> <td>7月27日</td> <td>介護サービス利用者への影響についても調査を行い、109件のうち10名の方の自己負担額等に影響があることが判明した。</td> </tr> <tr> <td>7月31日～</td> <td>算定誤りが生じた109名へ、担当課職員が順次連絡し、算定誤りが生じた経緯を説明の上、謝罪をした。</td> </tr> <tr> <td>8月2日</td> <td>対象者宛にお詫び文及び正しい介護保険料等の計算内訳を送付した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 対象者及び追加徴収が必要な金額</p> <p>(1) 介護保険料 109名（うち8名は既に死亡） 追加徴収が必要な金額 計5,973,820円（一人当たり最高189,480円、最少3,960円）</p> <p>(2) 介護サービス利用者の自己負担等 10名（うち3名は既に死亡） 追加徴収が必要な金額 計2,244,281円（一人当たり最高573,164円、最少20,000円）</p> <p>※ 令和2年度の負担割合の適用期間は、令和2年8月から令和3年7月までである。 そのうち5月分までは利用料が確定しているが、6月・7月分は、令和3年9月中旬以降確定する。</p>	時期	経過の内容	令和3年7月19日	区民Aから、令和2年の所得が減少しているにもかかわらず、令和3年度の介護保険料が令和2年度分と比べ大幅に上がっているとの問い合わせがあった。	7月21日	原因調査を行った結果、課税課で所得情報が更新された方の一部について、介護保険システムに反映されていないことが判明した（4原因を参照）。	7月26日	詳細な確認を行った結果、同様の事案が全部で109件あり、すべて過少徴収であることが判明した。	7月27日	介護サービス利用者への影響についても調査を行い、109件のうち10名の方の自己負担額等に影響があることが判明した。	7月31日～	算定誤りが生じた109名へ、担当課職員が順次連絡し、算定誤りが生じた経緯を説明の上、謝罪をした。	8月2日	対象者宛にお詫び文及び正しい介護保険料等の計算内訳を送付した。
	時期	経過の内容													
	令和3年7月19日	区民Aから、令和2年の所得が減少しているにもかかわらず、令和3年度の介護保険料が令和2年度分と比べ大幅に上がっているとの問い合わせがあった。													
	7月21日	原因調査を行った結果、課税課で所得情報が更新された方の一部について、介護保険システムに反映されていないことが判明した（4原因を参照）。													
7月26日	詳細な確認を行った結果、同様の事案が全部で109件あり、すべて過少徴収であることが判明した。														
7月27日	介護サービス利用者への影響についても調査を行い、109件のうち10名の方の自己負担額等に影響があることが判明した。														
7月31日～	算定誤りが生じた109名へ、担当課職員が順次連絡し、算定誤りが生じた経緯を説明の上、謝罪をした。														
8月2日	対象者宛にお詫び文及び正しい介護保険料等の計算内訳を送付した。														

- (3) 区が追加徴収する必要がある金額 (令和3年7月末現在確定額)
合計額 8,218,101円 (一人当たり 最高622,124円、最少3,960円)

4 原因

介護保険料は、区の税システムから「所得情報」を取得し算定している。

区の情報システム課への指示内容が、職員によるダブルチェックをしたにもかかわらず、令和2年6月4日分のみ漏れていたため、一日分の「所得情報」が取得できなかった。

5 今後の対応

- (1) 対象者には引き続き、丁寧に対応していく。金額が過大で徴収が困難な方には、納付方法について、分割納付等、対象者の意向に沿って、生活に支障のない納付を案内する。
- (2) 令和3年6月、7月介護サービス利用分については、金額確定後、改めて該当者に案内する。

6 再発防止策

- (1) 介護保険課から情報システム課に対し所得情報の提供依頼を行う際、対象期間の漏れがないように、介護保険課でエラーチェックできるよう表計算シートを改善した。
- (2) 本件事故の詳細、原因等に関する再発防止策について、ガバナンス担当課と検討し、徹底を図る。

問題点・
今後の方針